

# 「山形県青少年健全育成条例」の一部改正骨子（案）について

## ○ 「山形県青少年健全育成条例」（昭和54年県条例第13号）の目的

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止について、必要な措置を講ずることによって良好な環境を整備し、青少年の健全な育成を図る。

〔条例に基づく規制や制限：有害図書類の指定、販売及び陳列の制限、有害特定がん具類の指定及び販売の制限、金銭の貸付け等の制限、深夜外出等の制限など〕

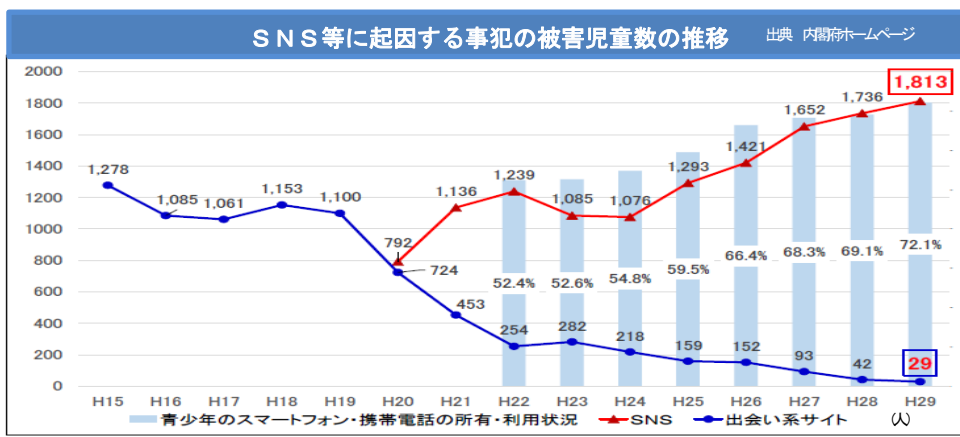
## ○ 改正の背景

- スマートフォンやアプリ・公衆無線LAN環境の普及、インターネット利用者の低年齢化、SNS等に起因する青少年の犯罪被害等の増加など、青少年のインターネット利用環境は著しく変化している中、これらに対応するため、政府においては、平成30年2月に「青少年インターネット環境整備法」の一部改正が施行された。しかし、青少年がインターネットを利用して有害な情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための規制措置として同法だけでは十分なものとは言い難い点があり、より実効性を高める措置の追加が必要と考えられる。
- 平成11年に制定された「児童ポルノ禁止法」においては、児童買春や児童ポルノに係る行為の規制が図られたところであるが、スマートフォン等の急速な普及に伴い、SNS等に起因する事犯の被害児童数は増加の一途をたどっている。  
このような状況から、県条例において、2つの法律に上乗せして規制の強化を行い、青少年の健全育成を図るものである。

### 1-1 <改正のポイント> インターネット上の有害情報等への対応の強化

#### (1) SNS等に起因する被害児童の現状

- スマートフォン等の急速な普及に伴い、インターネットのSNS等を利用した犯罪の被害児童数が増加している。【右図参照】
- 平成29年の被害児童のうち9割弱がスマートフォン利用者で、かつ、9割以上が被害当時フィルタリングを利用していない。
- フィルタリング利用率は、全国44.6%、山形45.1%と低迷している。



#### (2) 条例改正(案)の内容

##### ① 事業者等への規制

規制対象	青少年インターネット環境整備法	山形県青少年健全育成条例（改正案）
<b>① 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等</b> 携帯大手キャリア3社のほか、その代理店、格安スマホ事業者も含む (NTTドコモ、KDDI、SoftBank、そのショップ、大型電気店(携帯電話販売))	<b>義務 ※第13条～第16条</b> ・青少年であるかの確認 ・フィルタリング等の情報提供・説明(口頭でも可) ・フィルタリング有効化措置 但し、保護者が有効化措置を希望しない旨の申出をした場合は不要	<b>義務</b> ・フィルタリング等の情報提供・説明(書面又は電磁的記録の交付による) ・(保護者には、フィルタリング等が不要の場合、不要申出書を提出する義務) ・保護者によるフィルタリング等不要申出書の保存 携帯電話の機器販売事業者等に対し、フィルタリング等の情報提供にあたっては、口頭だけではなく、書面等を交付して説明する義務を課すもの
<b>② インターネット接続役務提供事業者</b> いわゆる、プロバイダ (Yahoo!BB、nifty、OCN、plala、ケーブルTV局など)	<b>義務(求められた場合のみ) ※第17条</b> ・フィルタリングソフトウェア又はフィルタリングサービスの提供	<b>努力義務(全ての場合)</b> ・フィルタリング等の情報提供・説明 プロバイダに対し、求められた場合だけではなく、全ての場合にフィルタリング等の情報を提供するよう努力義務を課すもの
<b>③ インターネットと接続する機能を有する機器の販売又は貸付けを業とする者</b> インターネットに接続できるPC又はモデム自体、あるいはインターネットに接続する機能を有する携帯ゲーム機等の販売又は貸付けする事業者 (大型電気店、ゲーム機販売店など)	<b>規定なし</b>	<b>努力義務(全ての場合)</b> ・フィルタリング等の情報提供・説明 機器販売事業者等に対しては、法は特に規定はないが、フィルタリング等の情報を提供するよう努力義務を課すもの

##### ② 知事の権限

ア 立入調査 イ 勧告(違反が認められた場合) ウ 公表(勧告に従わなかった場合)

#### (3) 他県の改正状況

- 改正済み 29都道府県
- 改正予定(検討も含む) 8県(山形県を含む)

### 1-2 <改正のポイント>

#### 青少年の自撮り被害を防止するための規定の整備

#### (1) 児童ポルノ事件に係る被害児童の現状

脅かされたり、だまされたりするなどして、青少年が自分の裸体等をスマートフォンで撮影させられた上、メール等で送られる形態の児童ポルノ被害(自撮り被害)が問題となっている。

	H25	H26	H27	H28	H29
全国	被害児童数 646	被害児童数 746	被害児童数 905	被害児童数 1,313	被害児童数 1,216
	うち自撮り 270	うち自撮り 289	うち自撮り 376	うち自撮り 480	うち自撮り 515
山形県	被害児童数 2	被害児童数 4	被害児童数 11	被害児童数 9	被害児童数 11
	うち自撮り 1	うち自撮り 3	うち自撮り 7	うち自撮り 6	うち自撮り 8

#### (2) 条例改正(案)の内容

##### ① 青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止規定の新設

裸の写真を送れ

**児童ポルノ禁止法**

第7条(児童ポルノ所持、提供等)  
自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持、保管、提供、製造等をした者

裸の写真を送れ

**改正条例**

(新規)  
青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止

##### ② 罰則規定(罰金)の適用

#### (3) 他県の改正状況

- 改正済み 6都府県(東京都 兵庫県 京都府 埼玉県 福島県 福岡県)
- 改正予定(検討も含む) 21県(山形県を含む)

## 2 スケジュール(予定)

- 平成30年12月・・・パブリックコメントの実施
- 平成31年 2月・・・県議会2月定例会に改正案を提案
- 3月・・・可決後に公布
- 7月・・・改正条例の施行